

令和8年6月1日

学校法人金沢工業大学 理事長 田向 純  
金沢工業大学 学長 大澤 敏

### 受託研究・共同研究における管理費の改定について

平素より、本学の産学連携活動の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、本学では企業等との受託研究・共同研究における管理費の取り扱いを変更しますので、ご案内申し上げます。

これまで本学では、外部機関との受託研究・共同研究活動等を実施するにあたり、研究等の実施に直接必要とする経費（直接経費）とともに、研究費全体の15%に相当する額を、当該研究の事務処理等に必要とする経費（管理費）として、ご負担いただいております。

昨今の労務費、エネルギー費等の上昇に伴い、事務処理等に必要とする費用も大きく上昇し、現行の比率による管理費額と現実に必要となる経費額との乖離が生じております。

今後、本学が、産業界と緊密な連携を行う教育研究大学として、持続的・発展的な活動を推進していくにあたり、誠に恐縮ではございますが、下記のとおり管理費（比率）の改訂を行いたく存じますので、ご理解のほど何卒お願い申し上げます。

### 記

- ①当該契約の研究期間にかかわらず、契約日が令和8年10月1日以降であるものについては、管理費の額は研究費の20%に相当する額とします。
- ②当該契約の契約日にかかわらず、研究期間の開始日が令和8年10月1日以降であるものについては、管理費の額は研究費の20%に相当する額とします。

※ 既に締結済みの研究契約について、変更契約を締結した場合、上記①②における「契約日」または「研究期間の開始日」は、当該「変更契約の契約日」または「期間延長された最初の日」に読みかえて適用します。

以上